# 台風等による気象情報等への対応について

令和7年9月18日 掛川市立大須賀中学校

# 1 掛川市に大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪の<u>いずれかの特別警</u> 報が発表された場合

## (1) 登校前時(在宅時)

台風等の気象情報	家庭の対応
登校前(午前6時)に特別警報が発表された場合	自宅待機とする。
午前 10 時までに特別警報が解除された場合 【引き続き警報が発表されている場合は2】	解除された時点で登校する。
午前 10 時の段階で特別警報が引き続き 出ている場合	休校とする。

### (2) 在校時

台風等の気象情報	学校の対応
登校後に特別警報が発表された場合	平常通り授業を行うことを原則とし、気象 情報に注意する。
気象状況により、特別警報が出されることが予想される場合	中学校区の小中学校(必要に応じて幼保園)で連絡をとりながら、校長の判断により、 安全を確保し、早めに下校させる。

### (3) 下校時

台風等の気象情報	学校の対応
終業時刻以前に特別警報が解除された場合 【引き続き警報が発表されている場合は2】	安全を確認し、下校させる。
終業時刻以降も特別警報が解除されな い場合	安全第一を考え、原則として学校待機と し、保護者に引き渡す。

# 2 掛川市に暴風警報、大雨警報が発表された場合

(1) 登校前時(在宅時)

台風等の気象情報	家庭の対応	
登校前(午前6時)に <u>両方の</u> 警報が 発表された場合	自宅待機とする。	
午前 10 時までにどちらかの警報が 解除された場合	解除された時点で登校する。	
午前 10 時の段階で両方の警報が引き続き出ている場合	休校とする。	

### (2) 在校時

台風等の気象情報	学校の対応
登校後に <u>両方の</u> 警報が発表された 場合	平常通り授業を行うことを原則とし、台風 等の気象情報に注意する。
気象状況により、両方の警報が出されることが予想される場合	各中学校区の小中(必要に応じて保、幼、 幼保も)で連絡をとりながら、校長の判断に より、安全を確保し、早めに下校させる。

#### (3) 下校時

台風等の気象情報	学校の対応	
終業時刻以前に <u>どちらかの</u> 解除が された場合	安全を確認し、下校させる。	
終業時刻以降も <u>両方の</u> 警報が解除 されない場合	安全第一を考え、「学校待機とし、保護者 に引き渡す」「教師引率による集団下校」等 の対応をする。	

# 3 1、2以外の緊急時の場合

(1) ①暴風警報、大雨警報のどちらか1つの場合、②暴風警報、大雨警報以外の警報が発表されている場合などで危険が想定される場合

「掛川市立小学校及び中学校の管理規則」第5条に基づき、校長の判断により、適切な対応をする。この際、「各中学校区の小中学校で統一する」「必要に応じて保・幼・こども園等と調整を図る」「速やかに教育委員会に報告する」「給食の対応をする」を基本とする。

- ※ <u>気象警報が上記基準に達していなくても</u>、市から市民に対して「**高齢者等避難」** 「避難指示」が発令された場合の対応は次頁のとおりとする。

### (2) 学区内の行政区に「高齢者等避難」が発令された場合の対応

| 【気象及び災害の状況が好転する又は大きく悪化しないと見込まれる場合】
 ① 自校周辺の気象及び災害に関する情報を注視し、校内や通学路の安全確認を行うなど児童生徒の安全を最優先した上で、登校時刻を判断する。
 ② 登校時に通学路での見守りを行うなど、児童生徒が安全・安心に登校できるよう配慮する。
 【気象及び災害の状況が大きく悪化すると見込まれる場合】下記(3)のとおり

| 在校時 保護者への引き渡し、又は、安全を確保して早めに下校させる。

### (3) 学区内の行政区に「避難指示」が発令された場合の対応

登校前	自宅待機	
	【午前 10 時までに解除された場合】 ①気象情報が発表されている →上記 1 (1) または 2 (1) のとおり ②気象情報が発表されていない →解除された時点で登校する。	【午前 10 時までに解除されない場合】 休校とする。
在校時	安全第一を考え、原則として学校待機とし、保護者に引き渡す	

# 【参考】拘束力(右側ほど強い)【高齢者等避難】<【避難指示】<【緊急安全確保】

#### 〇高齢者等避難

災害が発生するおそれがある状況で、市町村長から避難に時間のかかる高齢者、障がいのある人などや避難支援者等に対して発令され、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。<u>また、それ以外の方についても情報収集に努め、避難に備えるタイミングとなる。</u>

#### 〇避難指示

災害が発生するおそれが高い状況で、市町村長から災害リスクのある区域等の居住者等に対して発令され、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。

#### 〇緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、市町村長からいまだ危険な場所にいる 居住者等に対して発令され、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確 保する必要がある。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況をそ の市町村が必ず把握することができるとは限らない等のことから、本情報は必ず市町 村長から発令される情報ではない。